

継続検査代理申請サービスの料金に関する細則

一般社団法人 日本自動車整備振興会連合会

(目的)

第1条 本細則は、一般社団法人日本自動車整備振興会連合会(以下、「日整連」という。)継続検査代理申請サービス(以下、「本サービス」という。)利用規約第5条、第6条及び第7条に基づいて、その料金に関して必要な事項を定めることを目的とします。

(利用料金の設定)

第2条 本サービスの利用料金は、継続検査 OSS 代理申請手数料として、利用件数1件あたり **218円(消費税込み)** とします。

- 2 前1項の利用件数とは、OSS 共同利用申請システム(以下、「AINAS」という。)の申請データ照会画面の状況照会「登録完了日」欄または「検査記録完了日」欄で年月日が確認できる申請件数をカウントしたものとなります。
- 3 日整連は、代理申請業務に関して重大な経済事象、天変地異等により、予定した収益及び費用に大幅な変動が生ずる場合には、サービス利用料金を変更することがあります。この場合、本サービスには改定後の料金が適用されます。
- 4 利用料金は、一定期間における日整連の OSS 代理申請業務について総括原価方式により設定します。

(請求及び支払)

第3条 日整連は、本サービスにおける次の各号に準じた金額を当月分料金として請求します。

- ① 第2条第2項に規定する当月の利用件数に、第2条第1項に規定する本サービスの利用料金(手数料)を乗じた金額
 - ② 当月の軽自動車の検査手数料の納付が完了した件数に、本サービスの利用規約第6条に規定する検査手数料に相当する額を乗じた金額
 - ③ 当月の技術情報管理手数料の納付が完了した件数に、本サービスの利用規約第7条に規定する技術情報管理手数料に相当する額を乗じた金額
- 2 支払方法は、日整連が別途運用する保適証サービス(電子保安基準適合証システム)において、利用者が新規利用申込時に指定された口座(途中、変更申込により口座を変更した場合は当該口座)より口座振替または自動払込にて徴収します。なお、当月分は原則として1日から月末までの利用件数とします。
 - 3 当月分料金の口座振替または自動払込はサービス利用月の翌々月の6日付(6日が金融機関休業日の場合は翌営業日)とします。
 - 4 前3項による口座振替または自動払込が何らかの理由により完了できない場合は、同

月の 27 日付（27 日が金融機関休業日の場合は翌営業日）で再度、口座振替または自動払込を実施します。

- 5 日整連は、前 3 項及び 4 項による口座振替または自動払込を行うにあたり、当月分料金明細を日整連・継続検査 OSS 管理システムで案内することとし、指定自動車整備事業場においては、ログイン ID 及びパスワードにて当該システムにログインし確認するものとします。
- 6 日整連は、前 4 項による口座振替または自動払込が利用者の都合により完了できない場合は、請求書を発行します。
- 7 日整連は、前 4 項による口座振替または自動払込が日整連または金融機関の都合により完了できない場合は、請求書を発行します。
- 8 利用者は、前 6 項により日整連より請求書が発行された場合は、請求書が発行された月の翌月末までに料金を支払います。（振り込みに係る手数料は利用者の負担となります。）
- 9 利用者は、前 7 項により日整連より請求書が発行された場合は、請求書が発行された月の翌月末までに料金を支払います。（振り込みに係る手数料は日整連負担となります。）

（料金の周知）

第 4 条 日整連は、料金を変更する場合、実施 2 カ月以上前にその内容に関して各種媒体を通じて周知します。

附則

本細則は、平成 29 年 6 月 1 日から適用します。

附則

本細則は、令和元年 10 月 1 日から適用します。

附則

本細則は、令和 3 年 1 月 13 日から適用します。

附則

本細則は、令和 3 年 7 月 16 日から適用します。

附則

本細則は、令和 5 年 1 月 1 日から適用します。

附則

本細則は、令和 5 年 10 月 1 日から適用します。

附則

本細則は、令和 6 年 4 月 1 日から適用します。

附則

本細則は、令和 8 年 9 月 1 日から適用します。